

1 時程

授業の時程

S	H	R	8:35	～	8:45
1	限		8:50	～	9:35
2	限		9:45	～	10:30
3	限		10:40	～	11:25
4	限		11:35	～	12:20
昼	食		12:20	～	13:00
清	掃		13:00	～	13:10
5	限		13:15	～	14:00
6	限		14:10	～	14:55
7	限		15:05	～	15:50

考査の時程

S	H	R	8:35	～	8:45
1	限		8:50	～	9:35
2	限		9:50	～	10:35
3	限		10:50	～	11:35
4	限		11:50	～	12:35

[注意事項]

- (1) 欠席、遅刻の場合は、保護者から午前8時20分までに学校へ連絡してください。
なお、電話の取次時間は、原則として平日の午前7時30分から午後6時までとなっています。
- (2) JR列車の運休・遅延などの場合、原則として遅刻、欠課に扱わないことにします。ただし、邑久駅列車到着から15分を超えて登校した場合は、遅刻として扱いますので注意してください。
- (3) 行事によっては5分短縮授業の場合もあります。
- (4) 下校時刻は午後5時です。なお、部活動は午後6時まで認められています。
- (5) 警報発令時の対応については、40ページをご覧ください。

2 学習に関すること

本校では単位制教育課程を導入し、進学してさらに高度な知識・技能を身に付けるための基礎教育と、有為な社会人となるための教養を身に付ける教育活動を展開しています。各自の進路目標や適性に応じて、効果的な指導を行い、学力や個性の伸長を目指しています。

[1] 単位

(1) 「単位」について

時間割で1週間に1時間（45分）授業がある科目の単位を「1単位」といいます。

* 例えば、1年次「現代の国語」は1週間に2時間あるので「2単位」と数えます。

(2) 「履修」について

「履修」とは、科目の目標を達成するためにきちんと授業に出席し、授業を受けることです。欠課時数が1単位につき19時間を超えた場合は、「履修」したことにはなりません。

* 「総合的な探究の時間」も同様です。

(3) 「修得」について

「修得」とは、履修した科目の目標を達成することです。学校で定めた基準以上の出席・学習成果が認められた場合、その科目の単位の「修得」を認定します。

(4) 「評価」について

各科目の評価は、授業への取り組み状況（出席状況・授業の取り組み姿勢・課題の提出状況・作品・実技テスト・定期考査の成績 など）によって、科目ごとに5段階評価が付けられます。

* 「評定」が5～2の場合、その科目の単位修得は「認定」されます。「評定」が1の場合、その科目の目標の達成状況が著しく不十分であるとされ、単位修得は「不認定」となります。

(5) 学校外における学修の単位認定について

① 技能審査の成果の単位認定

高校入学後、定められた技能審査の定められた級以上を取得した場合、決められた手続きにしたがって申請すれば、対応する科目の修得単位の増加単位として認定します。

ただし、対応する科目の単位の修得が認定されていることが条件です。

日本漢字能力検定 2級	現代の国語	1単位
硬筆書写技能検定 2級	書道 I	1単位
毛筆書写技能検定 2級	書道 I	1単位
実用英語技能検定 2級	英語コミュニケーション I	1単位
実用数学技能検定 2級	数学 I	1単位
簿記実務検定試験 2級	簿記	2単位
全国高等学校家庭科食物調理技術検定 1級	調理	1単位
全国高等学校家庭科保育技術検定(4種目) 1級	保育実践	1単位

② ボランティア活動の成果の単位認定

公的またはそれに準ずる機関において、39単位時間（1単位時間は45分）以上のボランティア活動を行った場合、決められた手続きにしたがって申請すれば、教科「ボランティア」の単位として認定します。ただし、3年間で2単位以内とします。

③ インターンシップの成果の単位認定

企業等で39単位時間（1単位時間は45分）以上の就業体験を行った場合、決められた手続きにしたがって申請すれば、教科「インターンシップ」の単位として認定します。ただし、3年間で2単位以内とします。

[2] 卒業

次の条件を満たした場合、「卒業」が認められます。

- ① 定められた(*) 必履修科目をすべて履修していること。
- ② 修得単位数の合計が74単位以上であること。
- ③ 特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）の成果が、その目標からみて満足できると認められること。

(*) 必履修科目については、入学のしおり22～23ページ「教育課程表」を参考にしてください。

必履修科目を履修できなかった場合や、修得単位数が卒業の条件を下回る場合などは、3年間で卒業することはできません。

3 その他

- (1) 入学後、住所や保護者等の変更等がある場合は、速やかに担任へ申し出て所定の手続きをしてください。特に、転居や自宅外通学については事前に担任へ相談して、「学区」の確認をしてください。
- (2) 留学・休学・退学・転学・復学については、事前に担任に申し出て、相談してください。
- (3) 親族に不幸があった場合は、決められた日数で学校を休むことができます。(欠席扱いにはなりません。) 父母7日 兄弟・姉妹3日 祖父母3日 曾祖父母1日 伯叔父母1日 兄弟の配偶者1日